

# 1 議 事 日 程（第1日）

（平成21年第3回有田川町議会定例会）

平成21年9月3日  
午前9時30分開会  
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第5 報告第22号 専決処分の承認を求めることについて  
平成21年度 有田川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 報告第23号 平成20年度 有田川町財政健全化判断比率等について
- 日程第7 議案第104号 平成20年度 八幡中学校地震補強・大規模改造（建築）工事の請負変更契約について
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第78号 平成20年度 有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第79号 平成20年度 有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第80号 平成20年度 有田川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第81号 平成20年度 有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第82号 平成20年度 有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第83号 平成20年度 有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第84号 平成20年度 有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第85号 平成20年度 有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第86号 平成20年度 有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第87号 平成20年度 有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第20 議案第88号 平成20年度 有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第89号 平成20年度 有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第90号 平成20年度 有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第91号 平成20年度 有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第92号 平成20年度 有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第93号 平成20年度 有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第94号 平成20年度 有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第95号 平成20年度 有田川町水道事業会計決算の認定について
- 日程第28 議案第70号 平成21年度 有田川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第71号 平成21年度 有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第72号 平成21年度 有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第73号 平成21年度 有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第74号 平成21年度 有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第75号 平成21年度 有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第76号 平成21年度 有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第77号 平成21年度 有田川町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第96号 有田川町観光施設巡回バスの運行及び管理に関する条例の制定について
- 日程第37 議案第97号 有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第98号 有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第99号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第100号 町営土地改良事業の施行について
- 日程第41 議案第101号 有田川町辺地総合整備計画の変更について

日程第42 議案第102号 有田川町道路線の廃止について

日程第43 議案第103号 有田川町道路線の認定について

2 出席議員は次のとおりである（25名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	橋爪弘典
5番	東武史	6番	細東正明
7番	田中良知	8番	岡省吾
9番	前ノ利夫	10番	湊正剛
11番	佐々木裕哲	12番	森本明
13番	横畑龍彦	14番	殿井堯
15番	浦博善	17番	坂上東洋士
18番	楠部重計	19番	新家弘
20番	西弘義	21番	中✓正門
22番	中山進	23番	竹本和泰
24番	大岡憲治	25番	亀井次男
26番	森谷信哉		

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（1名）

7番 田中良知

5 会議録署名議員

9番 前ノ利夫 20番 西弘義

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	浜田文男
総務課長	須佐見政人	企画財政課長	山崎正行
総合業務課長	高垣忠由	消防長	前田英幸
福祉課長	星田仁志	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	福原茂記	税務課長	赤井康彦
情報管理課長	水口克將	建設課長	東信行
産業課長	中島詳裕	地籍調査課長	大方肇
水道課長	山本満寿典	下水道課長	東敏雄
教育委員長	毛保敦	教育長	楠木茂
学校教育課長	坂上泰司	社会教育課長	三角治
監査委員	森本好典		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

書記	池 〇 ひろ子	書記	福本光宏
----	---------	----	------

## 8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（橋爪弘典）

皆さん、おはようございます。

7番、田中良知君から午前中欠席の届出がありましたので、報告をいたします。

ただいまの出席議員は、24人であります。

定足数に達していますので、第3回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成21年第3回有田川町議会定例会を開会いたします。

開議 9時31分

○議長（橋爪弘典）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 会議録署名議員の指名 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、9番、前ノ利夫君、20番、西弘義君を指名します。

…………… 日程第2 会期の決定 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員長から8月28日に行われた委員会開催の結果について、ご報告を願います。

議会運営委員長、岡省吾君。

○議会運営委員長（岡 省吾）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告申し上げます。

去る8月28日、議会運営委員会を開き、本定例会の会期、日程等について協議いたしました結果、会期につきましては、本日から9月24日までの22日間とし、日程については、お手元に配布されている日程表のとおりといたしたく思います。

日程第5から日程第43までの、報告2件、議案35件、諮問2件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めたのち、全員協議会にてご審議いただきたいと思っております。

なお、全員協議会が終わり次第、日程第5、報告22号から日程第9、諮問第3号までを、本日の本会議においてご採決いただきたく、よろしく願いいたします。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月24日までの22日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月24日までの22日間に決定しました。

…………… 日程第3 諸般の報告 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された議案等は、報告2件、議案35件、諮問2件であります。また、本日の説明員は、町長ほか22人です。

次に、監査委員より平成21年5月、6月、7月分の例月出納検査及び定期監査の結果が、それぞれお手元に配布のとおり報告されています。

次に、本定例会までに受理いたしました請願について、仮称徳田橋の建設の件は、産業建設常任委員会に、簡易水道新設に関する請願及び水尻地域における雨水排水の抜本的見直しと計画策定に関する請願は、住民福祉常任委員会に、それぞれお手元に配布の文書表のとおり付託することに決定しましたので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

…………… 日程第4 閉会中の所管事務調査報告について ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第4、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

産業建設常任委員会による所管事務調査視察研修が、去る7月9日から10日の2日間にわたり実施されておりますので、産業建設常任委員長から報告をお願いいたします。

産業建設常任委員長、浦博善君。

○産業建設常任委員長（浦 博善）

ただいま、議長の許可を得ましたので、産業建設常任委員会行政視察報告をいたします。

新しい農業技術として注目されている完全制御型植物生産システムの視察研究を目的に、

去る7月9日、10日の日程で、産業建設常任委員と執行部職員を含め、10名で視察研修を行ってまいりました。

初日の研修先であります株式会社みらいは、千葉県松戸市の市街地に存在し、元熱帯魚店であった空き店舗を改造した、小さな店構えで、製造販売を行っていました。

20坪の生産スペースは、完全な無菌室であり、水耕栽培による水と養分、また、光までも人工的に制御した完全制御型の植物生産システムであります。投資額は、20坪で約2,000万円。売上高は、月150万～300万円程度であり、1日2.5人の従業員で運営されていました。また、南極昭和基地においても、このシステムによる野菜の栽培がなされており、その可能性、有効性が実証されているとのことであります。

株式会社みらいの営業目的は、水稻栽培作物の製造販売だけでなく、主にこのような生産システムの研究開発、設計・施工請負であります。日本の農業がこれまで培ってきた技術を温めながら、工業の最先端技術、商業の考え方、情報技術の手法などを組み入れ、農業技術を高度化・先進化させていくことで、安全な農作物の安定生産・安定供給という農業本来の機能を復権させることが目的であり、さらには、それを土台として、計画生産による「農業の工業化」、農業と商業の一体化による「サービス業の農業」など、新しい農業の姿を描き、ご提案していきたいとのことであります。

今、日本の農業がおかれている状況は、たいへん厳しいものであり、農業・林業を主産業としている我が町にとっても、新しい農業生産を模索していくことは重要な意味を持つものであります。今回、視察いたしました完全制御型植物生産システムなどのさまざまな取り組みを参考に、今後の我が町の農業産業振興を考えていく必要があります。

2日目には、東京都千代田区にあります、和歌山県の観光情報や特産物を取り揃えたアンテナショップ「わかやま喜集館」を視察してまいりました。

15坪の売り場には、和歌山県の特産物がびっしり並べられ、平成16年度の開設から順調に売り上げを伸ばし、平成20年度では、来館者数は24万7,000人、売上高は約6,300万円に達したということであります。また、和歌山への観光案内や和歌山の特産物を首都圏の多くの人に知ってもらうため、さまざまなイベントに参加し、営業活動を展開するとともに、マスメディアへの情報提供に努めているとのことであります。

昨年には、JAありだもこの施設を訪れイベントを実施されたとのことであり、有田産のみかんジュースも出品されていましたが、販売状況の上位は、残念ながら梅干と菓子類ということでありました。

当町といたしましても、このような施設を有効に利用し、みかんや山椒など、有田川町の特産品の良さを、首都圏を中心に、日本全国に早急に発信していくよう取り組まなければなりません。

以上で 産業建設常任委員会行政視察の報告といたします。

○議長（橋爪弘典）

続いて、議会運営委員会による所掌事務調査視察研修が、去る8月10日から11日の

2日間にわたり実施されておりますので、議会運営委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長、岡省吾君。

○議会運営委員長（岡 省吾）

議長より発言の許可をいただきましたので、先日、議会運営委員会で視察研修を行ったご報告を申し上げます。

去る、8月10日から11日の2日間にわたり、議会運営委員会所掌事務調査のため視察研修を行いました。

今回の視察は、議会運営の先進地である兵庫県福崎町と同県播磨町に赴き、議案審議の方法、また、住民サイドに向けての議会の取り組み等、多岐にわたってお聞かせいただきました。その詳細内容についてご報告いたします。

まず、1日目に福崎町議会を訪れました。

福崎町は、兵庫県の中央部よりやや南、姫路市の北側に位置し、町面積が45.82平方キロで、人口が2万人足らずの町であります。周囲を緑の山に囲まれ、中央部を清流市川が流れており、豊かで調和のとれた自然環境のもと、中核田園都市として栄えています。

福崎町議会の議員数は16名で、有田川町と同じく3つの常任委員会で構成されています。福崎町役場に到着し、宇崎議長はじめ小林議運委員長、中塚事務局長さんの温かい歓迎を受け、委員会室において福崎町議会での議会運営についてご説明いただきました。

福崎町議会の注目すべきところは、議案審議の方法について委員会付託方式を採用されている点でありまして、本会議において提案された議案のうち、条例、予算に関する議案は、それぞれの所管する委員会に付託し、審議がなされているとのことであります。なお、当初予算については予算審査特別委員会を設置し付託され、その中の各事業会計予算や事業特別会計については、各常任委員会に付託されております。また、決算議案につきましても決算審査特別委員会に付託し、各事業会計並びに特別会計を所管の常任委員会へ付託しているとのことであります。

議案上程から採決までの流れといたしましては、まず、開会1日目に議案が上程され、提案理由の説明を受けたのち、2日目に、本会議において全ての議案の質疑を受け、その後、各常任委員会の所管事務ごとに委員会へ付託されます。そして、3日目に、改めて全ての議案に対する総括質疑の後、委員長報告があり、委員長への質疑ののち、討論、採決という一連の流れであります。

また、会議記録につきましては、委員会は、録音テープ保管で要点筆記の会議録。本会議は、業者に録音テープの粗おこしを委託し、その後、事務局で議事録を作成しているとのことであります。

一般質問については、議案審議終了後に行われ、質問時間は45分以内の1問1答方式とし、執行部と対面式の質問席で行うとのことであります。

限られた時間の中でありましたが、参加委員からも活発な質問が出され、委員会付託について、「委員会以外に属する議員の声が反映されるか」との問いに、「全議案について



2回の質疑の場を設けているので、そのときの質疑応答で反映できる」。また、「委員長報告に対する質疑はあるか」の問いに、「2回の質疑の場で聞いているので、委員長への質疑はほとんど行われぬ」とのことでありました。

一般質問については、「通告が議運開催前の締め切りとなっているが、議案に関連する質問がある議員から異論は出ないか」の問いに、「以前は、議案が上がってからの通告締め切りであったが、議会開会前に広く町民に知っていただきたいため改正した。しかし、同様の意見が議員の中でも出ている」とのことでありました。

その他、予定時間を超過するほど活発な質問が出され、懇切丁寧にお答えいただき福崎町での研修を終結いたしました。

以前より、有田川町議会においても、委員会制導入の意見がたびたび出されており、福崎町議会の取り組みを参考にしながら、今後の議会運営のあり方について、さらに研究しなければと痛感いたしました。

続いて、2日目に播磨町議会を訪れました。

播磨町は、兵庫県の南、明石市と加古川市の間に位置し、町面積9.09平方キロメートル、人口約3万3,000人の町であります。町面積は兵庫県で最も小さく、面積の3割が海を埋め立てた人工島で、これらの人工島では一般機器具製造、化学工業を中心とする約60数社の企業が操業し、その製造出荷額は県下でも上位にランクされております。

播磨町議会議員数は18名で、うち8名が女性議員ということであり、また町長も女性の方でありました。

播磨町役場に到着後、委員会室にお通しいただき、清水町長をはじめ、杉原議長、毛利副議長、永谷議運委員長、福原副委員長と青木事務局長さんに、ここでも温かく迎えていただきました。

この町は、インターネットを利用して、議会のライブ中継、録画映像の配信を行っている先進地であります。

とりわけ、この町は、町民の議会に対する注目度が非常に高く、議会傍聴席が33席の中、平成18年の総傍聴者数が291名、平成19年においても192名の方々が傍聴に来られ、傍聴席に入りきれない方には、別室で音声を流したり、傍聴席の抽選を行った経緯もあるとのことでありました。

同じく映像配信の閲覧者も多いようで、平成20年はライブ映像に2,303件、録画映像に4,971件の計7,274件のアクセスがあったようであります。

特に、ここは会派が8つに分かれており、白熱した論戦が展開されることで、議会傍聴者が多く訪れる、またリアルタイムでその光景が映像に映し出されることなどが、インターネットの閲覧者数が多くなる1つの要因であると推測されます。

映像配信に当たっては、町民にどう議会の様子を公開していくか、長い期間、検討を重ねたようではありますが、今に至っては住民に広く浸透されるまでになっております。

さらに播磨町議会は、4つの常任委員会で構成されており、その中には、議会広報公聴

常任委員会が設置され、議会広報の編集・発行並びに公聴に関する事項を担い、住民の議会に対する生の声を聞いて回るというようなこともされており、まさに住民サイドへの情報発信、情報公開に取り組む積極的な議会でありました。

インターネット配信の機械設備や中継にかかる費用については、初期投資に若干の費用と、単年度では年間約270万円の費用がかかることから、アクセス1件あたりにかかる経費が約370円ということで、費用対効果の面から今後、検討しなければならないとのことでもあります。

また、一般質問につきましては、質問時間は答弁を含め60分以内で、福崎町議会と同じく1問1答方式の、執行部と対面の形式をとっているとのことでありました。通告については、事前に一般質問をされる方の人数を把握するため、まず、議運が開かれる前に一般質問をされる予定者の通知を締め切り、その後、定例会初日に、一般質問通告書の提出を締め切るとのことであり、質問の順番についてはくじにより決めているとのことでありました。

議場も見学させていただき、職員さんに、インターネットに配信する画像の操作盤を実際に操作いただきました。質問者から答弁者への画像切り替えやテロップの差し替え、また不測の事態への対処等、職員さんがかなり苦勞されているようでした。

視察研修を終え、町ごとの議会運営の特色をお聞きした中で、やはり住民に開かれた議会のあり方、情報公開の重要性を再認識し、議会の活性化の1つのツールとして、インターネットライブ中継も十分に検討の余地があるのではないかと感じる一方、議会へ気軽に足を運んでいただけるような態勢も整えなければならない、また議会運営についても今回、学ばせていただいた委員会制も含め、今後、当委員会においても早い段階から協議を重ね、より効果的かつ効率的に議会運営が進められるよう取り組まねばと痛感いたしました。

この2日間の研修は、議会運営の根幹をなす非常に重要で密度の濃い、また実り多い研修となりましたことをご報告申し上げ、誠に簡単なまとめとなりましたが、議会運営委員会の視察研修報告とさせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

これで、閉会中の所管事務調査報告を終わります。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

日程第5から日程第43までの報告2件、議案35件、諮問2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第43までの報告2件、議案35件、諮問2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに平成21年第3回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しいところご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

報告第22号は、平成21年度有田川町一般会計補正予算第3号として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。

今回の補正は、民生費の保育所費として、藤並保育所駐車場整備工事及び不動産借上料1,151万円を増額補正し、補正後の予算総額は155億2,202万3,000円と相成りました。

報告第23号は、平成20年度有田川町財政健全化判断比率等についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成20年度有田川町の健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して、報告するものであります。

議案第70号は、平成21年度有田川町一般会計補正予算第4号であります。

今回の補正の共通する主なものとして、人件費で6月期の期末・勤勉手当の減給分、職員共済組合負担金及び退職手当事務組合負担金の増額分等各科目において、職員給与費等の増減補正を行っています。

2款総務費の携帯電話等エリア整備事業費に8,728万円を、3款民生費の老人福祉費では、緊急雇用創出事業臨時特例基金活用事業委託料に1,563万4,000円を、6款農林水産業費の排水事業費では、農業集落排水事業特別会計繰出金に2,250万5,000円を、林業費では、林道新設改良費の林道白馬線及び林道糸川三本松峰線の工事請負費に2億1,538万6,000円を、8款土木費の下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金に1,337万8,000円を、10款教育費の小学校教育振興費では、備品購入費に1,504万6,000円を、中学校教育振興費では、備品購入費に930万円を、中学校建設費では、白馬中学校地震補強大規模改造工事請負費に1億2,500万円を、社会教育費の青少年健全育成事業では、海外研修委託料等に1,280万4,000円の減額を、13款基金費では、基金利子積立金に800万円を補正し、今回の補正総額は、歳入歳出それぞれ5億9,869万8,000円を追加し、補正後の予算総額は、161億2,072万1,000円と相成りました。なお、補正額の財源といたしまして、国・県補助金、町債及び地方交付税、町税などを充てることにいたしております。

議案第71号は、平成21年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であ

ります。

今回の補正の主なものは、職員の人事異動等に伴う職員給与費318万7,000円の減額、訪問指導事業業務委託料に300万円を、償還金では、前年度療養給付費等負担金返納金に5,477万3,000円を補正し、今回の補正総額は5,503万円となり、補正後の予算総額は38億5,979万5,000円と相成りました。なお、補正後の財源といたしまして、国補助金、国民健康保健事業基金繰入金及び繰越金を充てることにいたしております。

議案第72号は、平成21年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金に382万9,000円を、今回の補正額は、332万8,000円となり、補正後の予算総額は6億6,869万7,000円と相成りました。なお、財源として繰越金を充てることにいたしております。

議案第73号は、平成21年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正の主なものは、人件費として職員共済組合負担金等の改正による増額及び人事異動に伴う職員給与費等の増減補正の結果、744万4,000円の増額を、償還金では、介護給付費等の前年度分返還金に982万2,000円を補正し、今回の補正総額は、1,954万6,000円を追加し、補正後の予算総額は23億5,324万5,000円と相成りました。なお、財源といたしまして、国・県支出金、繰入金及び繰越金を充てることにいたしております。

議案第74号は、平成21年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正の主なものとして、水道施設整備費の工事請負費では、町道工事に伴う水道管布設費に150万円を補正し、今回の補正額206万9,000円を増額した結果、補正後の予算総額は、6億1,638万7,000円と相成ります。

議案第75号は、平成21年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正の主なものは、施設管理費の下水処理施設工事請負費に2,000万円を補正し、補正後の予算額は3億4,175万3,000円となりました。なお、財源として、一般会計繰入金を充てることにいたしております。

議案第76号は、平成21年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う職員の給与費及び職員共済組合負担金等の改正による増額など増減補正の結果、637万8,000円の増額を、施設整備事業費の工事請負費に1,500万円を補正し、今回の補正額は2,837万8,000円となり、補正後の予算総額は8億8,727万1,000円と相成りました。なお、財源として一般会

計繰入金及び町債を充てることにいたしております。

議案第77号は、平成21年度有田川町水道事業会計補正予算第1号であります。

収益的予算は、支出のみの補正であります。現計予算3億5,515万4,000円に対し、90万5,000円の増で、これは減価償却費の確定による補正であります。補正後の予算額は3億5,605万9,000円となります。

次に、資本的予算についてですが、資本的収入が、現計予算1億6,865万9,000円に対し、400万円の増となります。その内容は、公共下水道事業に伴う水道管布設替えの建設改良費の増額に対する補償費であり、補正後の予算額は1億7,265万9,000円となります。

また、資本的支出についても、現計予算3億360万6,000円に対し、400万円の増となります。その内容は、建設改良費の公共下水道事業に伴う水道管布設替え工事設計業務委託料であり、補正後の予算額は3億760万6,000円となります。

議案第78号から議案第95号までの18議案につきましては、平成20年度の有田川町一般会計及び特別会計の決算認定をお願いするものであります。その概要につきましては、会計課長並びに水道課長より説明させることにいたします。

議案第96号は、有田川町観光施設巡回バスの運行及び管理に関する条例の制定についてであります。

JR藤並駅を起点として観光施設を運行することにより、観光客の増加を図り、各観光関連施設の活性化を通じて過疎地域の振興に寄与することを目的とした観光施設巡回バスの運行管理に関し、必要な事項を定めた本条例を制定することについて、議会の同意をお願いするものであります。

議案第97号は、有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

非常勤職員について、現条例では産前産後休暇制度はありますが、育児休業は取得できなく、出産を機に退職されているのが現状であります。労働基準法では、「産前産後の女性を解雇してはならない」とあり、また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律には、「引き続き雇用された期間が1年以上である者で、引き続き雇用が見込まれる者」とあり、本条例の一部改正について議会の同意をお願いするものであります。

議案第98号は、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

緊急の少子化対策として、妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるよう健康保険法施行令等が改正されたことに伴い、出産育児一時金の支給額の引き上げにつき、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第99号は、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本年5月1日に、消防法の一部を改正する法律が公布され、同年10月30日に施行されることとなり、本条例第2条中の参照条文を改正する必要性が生じたため、議会の同意をお願いするものであります。

議案第100号は、町営土地改良事業の施行についてであります。

村づくり交付金事業小川地区として平成22年度より土地改良事業を実施したいので、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第101号は、有田川町辺地総合整備計画の変更についてであります。

平成21年度において、携帯電話の不感地域へBフレッツ光回線を利用して、小型基地局を建設するため、既定の辺地総合整備計画を変更する必要性が生じたので、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第102号は、有田川町道路線の廃止についてであります。

有田川町大字天満地内、町道吉備インター連絡線 延長560メートルについて、道路法の規定により、路線の廃止をお願いするものであります。なお、本路線につきましては、JH（西日本高速株式会社）との協定に伴う道路移管のため一度廃止し、終点地点を変更し、再度認定を致します。

議案第103号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字天満地内、町道吉備インター連絡線 延長910メートルを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第104号は、平成20年度 八幡中学校地震補強大規模改造建築工事の請負変更契約についてであります。

平成20年度八幡中学校地震補強大規模改造建築工事については、平成21年3月24日第1回定例会において、契約金額1億962万円で議決をいただいているものであります。今回、建設当初の設計図面に基づき、PCアウトフレーム工法による耐震補強工事の基礎を設計していたが、工事着手し掘削したところ、既存校舎基礎が原設計よりも40センチ深かったため、ラップルコンクリートの施行が必要となり、359万1,000円増額の1億1,321万1,000円に変更契約を行いたく、議会の同意をお願いするものであります。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについてであります。

人権擁護委員 山崎一幸氏が、本年12月31日をもって任期満了となりますが、人格が高潔で人権擁護に関し識見を有する同氏を、引き続き人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについてであります。

人権擁護委員 三ツ村あけみ氏が本年12月31日をもって任期満了となりますが、人格

が高潔で人権擁護に関し識見を有する同氏を、引き続き人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。

何とぞ、ご審議のうえ、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪弘典）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明をお願いします。

会計課長、浜田文男君。

○会計課長（浜田文男）

それでは、議案第78号から議案第94号までの有田川町平成20年度決算状況について、その概要を一括して補足説明申し上げます。

本町には、一般会計と16の特別会計があります。

まず、議案第78号、有田川町一般会計の決算状況について、ご説明申し上げます。

決算書の7ページから264ページであります。

歳入合計は、161億3,365万665円、前年度と比べて8億9,644万8,443円、率にして約5.3%の減額になっております。

歳入のうち、自主財源である町税が29億1,021万3,371円、前年度と比べて2,957万2,648円、率にして約1%の増額になっております。

また、依存財源の柱である地方交付税が69億677万5,000円、前年度と比べて2億9,861万8,000円、率にして約4.5%の増額になっております。

また、基金からの繰入金が1億5,991万4,048円、前年度と比べて9億4,503万1,676円、率にして約85.5%の減額になっております。この減額の主なものは、昨年度、繰上償還により、減債基金7億1,051万916円を取り崩したものであります。さらに、町の借金である町債は、21億6,000万円、前年度と比べて2億3,090万円、率にして約12%の増額になっております。

一方、歳出については、歳出合計151億5,732万5,676円、前年度と比べて16億1,228万2,012円、率にして約9.6%の減額になっております。

歳出のうち、総務費については、14億6,669万6,913円、前年度と比べて2億3,530万4,626円、率にして約13.8%の減額になっております。

民生費については、29億6,067万1,342円、前年度と比べて2億574万9,369円、率にして約7.5%の増額になっております。

衛生費については、11億7,897万5,704円、前年度と比べて5,697万7,122円、率にして約4.6%の減額になっております。

農林水産業費については、14億9,482万1,428円、前年度と比べて5,976万6,434円、率にして約3.8%の減額になっております。このうち、農業振興費に2億5,177万6,973円、林道新設改良費に2億3,935万1,217円などで

あります。

土木費については、22億249万4,892円、前年度と比べて3億7,027万7,006円、率にして約14.4%の減額になっています。主な工事では、道路新設改良工事費に2億5,480万6,500円、まちづくり交付金事業・明許繰越事業を含みまして、9億8,081万2,920円などであります。

教育費については、11億8,077万2,437円、前年度と比べて4,742万3,186円、率にして約3.9%の減額になっています。主な工事では、鳥屋城小学校プール改修工事や金屋中学校・八幡中学校の地震補強大規模改造工事などであります。

公債費については、31億5,256万1,690円、前年度と比べて8億8,780万2,018円、率にして約22%の減額になっています。

これによりまして、歳入合計は161億3,365万665円に対して、歳出合計は151億5,732万5,676円で、歳入歳出差引額は9億7,632万4,989円となります。このうち、繰越明許費繰越額は6億4,177万7,027円、実質収支額は3億3,454万7,962円で、全額翌年度に繰り越しいたします。

続きまして、特別会計の決算状況について、ご説明申し上げます。

議案第79号、国民健康保険事業特別会計については、決算書の265ページから310ページであります。

歳入合計は37億8,890万3,955円、歳出合計は37億8,681万1,896円、差し引き残額は209万2,059円となっており、全額翌年度に繰り越しいたします。歳出合計では、前年度と比べて1億4,057万2,044円、率にして約3.6%の減額になっております。これは、後期高齢者医療制度が新たに発足し、老人保健拠出金が激減したためであります。なお、21年3月末現在の世帯数は4,830世帯、被保険者数は1万559人であります。

次に、議案第80号、老人保健事業特別会計については、決算書の311ページから328ページであります。

歳入合計は3億9,084万4,571円、歳出合計は3億9,362万1,760円となっており、差引残額は277万7,189円の不足額となります。この不足額については、翌年度歳入繰上充用金から補填しております。歳出合計では、前年度と比べて、34億4,186万2,349円、率にして約89.7%の減額になっています。これは、老人保健事業制度から後期高齢者医療制度へ移行したことに伴う減額であります。

次に、議案第81号、介護保険事業特別会計については、決算書の329ページから374ページであります。

歳入合計では21億5,911万5,155円、歳出合計は21億5,247万3,395円となっており、差引残額は664万1,760円となり、全額翌年度に繰り越しいたします。歳出合計では、前年度と比べ1億1,767万8,237円、率にして約5.8%の増額になっております。なお、21年3月末現在の要介護・要支援の認定者数は、



1, 464人であります。

次に、議案第82号、後期高齢者医療特別会計については、決算書の375ページから390ページであります。

これは、今年度から新たに発足した制度であります。

歳入合計は、6億1,815万3,423円、歳出合計は6億1,432万4,373円となっており、差引残額は382万9,050円となり、全額翌年度に繰り越しいたします。なお、21年3月末現在の受給対象者数は、4,888人であります。

次に、議案第83号、簡易水道事業特別会計については、決算書の391ページから412ページであります。

歳入合計は4億2,961万9,765円、歳出合計は4億2,958万3,159円となっており、差引残額は3万6,606円となり、全額翌年度に繰り越しいたします。歳出合計では、前年度と比べて1億2,280万635円、率にして約22.2%の減額になっております。なお、21年3月末現在の給水人口は1万1,267人であります。

次に、議案第84号、農業集落排水事業特別会計については、決算書の413ページから430ページであります。

歳入歳出合計は、ともに3億2,202万3,975円となっております。なお、21年3月末現在、契約戸数は1,235戸で、うち874戸が使用を開始しており、使用率は約70.8%となっております。

次に、議案第85号、簡易排水事業特別会計については、決算書の431ページから444ページであります。

歳入歳出合計はともに392万1,900円となっております。なお、21年3月末現在、栗林地区の70人が利用しております。

次に、議案第86号、浄化槽事業特別会計については、決算書の445ページから458ページであります。

歳入歳出合計は、ともに738万8,135円となっております。なお、21年3月末現在の加入世帯数は、79戸であります。

次に、議案第87号、かなや明恵峡温泉特別会計については、決算書の459ページから474ページであります。

歳入合計は1億766万3,960円、歳出合計は1億741万9,456円となっており、差引残額は24万4,504円となり、全額翌年度に繰り越しいたします。これは、温泉施設整備資金基金500万円を取り崩しての残額であります。なお、20年度中の温泉利用者数は10万9,837人、前年度と比べて1万5,256人減少しております。

次に、議案第88号、特別養護老人ホーム等事業特別会計については、決算書の475ページから486ページであります。

歳入歳出合計は、ともに101万4,910円であります。これはすべて基金利子であります。

議案第89号、公共下水道事業特別会計については、決算書の487ページから512ページであります。

歳入合計は18億9,891万2,462円、歳出合計は18億9,337万2,042円となっており、差引残額は554万420円となります。このうち、繰越明許費繰越額は539万5,500円、実質収支額は14万4,920円で、全額翌年度に繰り越いたします。

次に、議案第90号、岩倉財産区管理会特別会計については、決算書の513ページから524ページであります。

歳入合計は5万8,694円、歳出はございませんでした。よって、全額翌年度に繰り越いたします。

次に、議案第91号、栗生財産区管理会特別会計については、決算書の525ページから536ページであります。

歳入合計は69万9,571円、歳出合計は4万3,680円となっており、差引残額は65万5,891円で、全額翌年度に繰り越いたします。

次に、議案第92号、城山山林財産区管理会特別会計については、決算書の537ページから548ページであります。

歳入合計は178万2,913円、歳出はございませんでした。よって、全額翌年度に繰り越いたします。

次に、議案第93号、八幡山林財産区管理会特別会計については、決算書の549ページから560ページであります。

歳入合計は170万3,232円、歳出合計は146万7,733円となっており、差引残額は23万5,499円で、全額翌年度に繰り越いたします。

次に、議案第94号、安諦山林財産区管理会特別会計については、決算書の561ページから572ページであります。

歳入合計は11万3,290円、歳出はございませんでした。よって、全額翌年度に繰り越いたします。

以上で、平成20年度一般会計及び特別会計の決算状況について、ご説明申し上げます。

詳細につきましては、決算事項別明細書、財産に関する調書等をご参照ください。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わります。

○議長（橋爪弘典）

続いて、水道課長、山本満寿典君より説明を願います。

山本満寿典君。

○水道課長（山本満寿典）

おはようございます。

それでは、さっそく議案の補足説明をさせていただきます。

議案第95号、平成20年度有田川町水道事業会計決算認定についてでございます。

決算書の1ページをお願いいたします。

決算報告書でございます。これについては決算額のみにさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出で、収入の部、第1款、水道事業収益は、4億1,169万6,073円で、内訳といたしましては、第1項の営業収益3億9,098万4,754円、第2項の営業外収益は2,071万1,319円でございます。

支出の部では、第1款、水道事業費用といたしまして、3億2,837万7,059円で、内訳といたしまして、第1項の営業費用として2億8,929万5,789円、第2項の営業外費用は3,903万9,123円でございます。

収入支出差引合計、消費税を差し引きまして、7,220万3,742円の黒字決算となっております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の部、第1款資本的収入は、3億2,908万3,391円、内訳といたしまして、第1項の工事負担金1億7,718万3,391円、第2項の企業債1億5,190万円、支出の部では、第1款資本的支出といたしまして、4億9,209万3,007円、内訳といたしまして、第1項建設改良費、2億4,611万8,999円、企業債償還金2億4,597万4,008円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し1億6,300万9,616円不足いたしますが、これにつきましては、過年度分損益勘定留保資金1,974万2,081円、当年度損益勘定留保資金9,498万4,913円、積立金取り崩し額4,500万円、消費税資本的収支調整額328万2,622円により補填をさせていただいております。

続きまして、2ページから6ページにつきましては、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表であります。この中で、3ページの剰余金計算書の中ほどにあります繰越利益剰余金年度末残高1,924万2,578円と、当年度純利益7,220万3,742円を合計いたしました9,144万6,320円が当年度の未処分利益剰余金となります。

また、4ページの中ほどにあります剰余金処分計算書でございますが、当年度未処分利益剰余金9,144万6,320円の中より、法等に基づき500万円を減債積立金とし、6,000万円を建設改良積立金とすることにより、残額2,644万6,320円は平成21年度への繰越利益剰余金とさせていただきます。

なお、7ページから20ページまでは決算付属書類並びに参考資料でございます。後刻ご確認をお願いいたします。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

ご審議をしていただき、ご認定のほどよろしくをお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

ほかに補足説明はありませんか。

——ないようですので、提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員より、日程第10、議案第78号から日程第27、議案第95号までの平成20年度各会計の監査報告をお願いします。

代表監査委員、森本好典君。

○代表監査委員（森本好典）

おはようございます。

それでは、平成20年度決算審査報告を行います。一部、会計課長のご報告と重複する部分があるかと思いますが、ご了承お願いしたいと思います。

決算審査は、去る7月14日及び8月3日から8月7日まで、亀井監査委員とともに地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、平成20年度有田川町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況、並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、平成20年度有田川町水道事業会計の決算について、予算科目を担当する各課ごとに審査をいたしました。

審査の方法といたしましては、町長から審査に付されました各会計の歳入歳出決算書及び決算附属書類並びに基金の運用状況を示す書類とともに、各課から主要施策の成果説明書の提出を求め、あわせて定期監査及び例月出納検査の結果を参考に実施をいたしました。

審査の結果につきましては、結論的には、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠し作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、決算内容、その他会計事務の処理については、適正に処理をされており、一部繰越明許事業を除き所期の成果を得たものと認められます。

なお、例月出納検査や定期監査及び本審査において指摘、あるいは指導した事項につきましては、今後、検討または改善の措置を講じるよう要望するものであります。

まず、有田川町全体の総括について申し上げます。

一般会計と特別会計を合わせた総計決算では、歳入歳出差引額で9億9,477万9,000円の黒字であります。翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許が6億4,717万3,000円あるため実質収支額は3億4,760万6,000円の黒字となりました。この実質収支額を前年度実質収支額と比較すると、本年度は2億1,035万円の黒字の増加となっております。黒字の内訳は、一般会計が1億9,772万3,000円、特別会計が1,262万7,000円となっております。

次に、財政構造について申し上げます。

歳入を財源別に見ますと、自主財源が24.1%、依存財源が75.9%の比率となっております。自主財源構成比は、対前年度比約3.7%低下しております。この原因につきましては、審査意見書5ページから6ページをご覧くださいと思います。現状では、依然として財政基盤の安定性と行政活動の自主性が確保されているとは言い難い状況にあります。

また、歳入を経常的収入と臨時的収入とに区分すると、審査意見書の7ページのように

なります。昨年度と比べると経常的収入が増加し、臨時的収入が減少しております。詳細につきましては、後ほど審査意見書7ページから8ページをご覧くださいたく思います。

性質別歳出状況につきましては、まず義務的経費が、前年度より8億7,251万1,000円の減少、前年比△11.5%となっております。

投資的経費につきましても、8億6,340万3,000円の減少となっております。一方、その他の経費は1億2,363万2,000円の増加となっております。

主な要因は、義務的経費では、退職者の増加に伴い退職手当組合負担金が増加しておりますが、定員適正化計画に基づき6名減少したことにより、職員給が4,926万8,000円減少となりました。そのため、人件費はほぼ前年並みとなっております。また、公債費等においては、昨年度、大規模な繰上償還を実施したことにより、8億8,780万2,000円の減、また、投資的経費では、継続してきたまちづくり事業等の大型事業が前年度完了したことに伴い、大幅な減少となっております。

一方、その反面、老人福祉費、社会福祉費などを中心とした扶助費が年々増加しております。また、繰出金では介護給付費、簡易水道事業、下水道事業における公債費の財源に係る繰出金が増加しております。

今後におきましては、公債費負担適正化計画や定員適正化計画に基づき公債費、人件費の抑制に努めるとともに、事務事業の評価等により事業の見直しを図っていく必要があります。

総じてみれば、財政運営は前年度に比べ健全化の方向に向かっていると考えられます。次世代への負担を考慮し、より健全な財政運営を志向していただきたく要望するものであります。

次に、財政構造の弾力性について申し上げます。

審査意見書の10ページに記載しております。

財政力の総括的指標となる財政力指数は0.35となり、前年度に比べ0.01ポイント減少しております。和歌山県の平均と比較しますと、ほぼ平均値を維持しているものと言えます。

財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、90.6%と前年度比4.7%減少となっております。しかし、通常この指標は70%から75%程度におさまることが妥当と考えられておりますので、当町の場合、なお経常収支比率は高い水準にあり、財政構造の硬直化が進んでいると言えます。

また、公債費による財政負担の程度を示す指標である実質公債費比率は、前年度に比べ3.9%減少し、15.1%となっております。しかしながら、平成19年度の和歌山県平均は14.9%ですから、県内の他の市町村と比べると、当町の実質公債費比率はやや高水準にあると言えます。

以上、各指標等から勘案するに、改善の努力は認められるものの、現状では必ずしも財政構造の弾力性は維持されている状況にはなく、今後、一層の努力を要するものとする

次第であります。

それでは、次に、一般会計の決算についてご説明を申し上げます。

審査意見書11ページ以降に、詳細を記載しております。

平成20年度一般会計決算収支は、歳入総額161億3,365万1,000円、前年度比5.3%減、歳出総額151億5,732万6,000円、前年度比9.6%減で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は9億7,632万5,000円となっております。会計課長の報告のとおりであります。

このうち翌年度へ繰り越すべき財源は6億4,177万7,000円で、これを除いた実質収支額は3億3,454万8,000円の黒字となっており、さらに前年度の実質収支額1億3,682万5,000円を差し引いた単年度収支額は、冒頭でも申し上げましたとおり、1億9,772万3,000円の黒字となっています。

町債の状況について申し上げます。

平成20年度末残高は231億8,024万9,000円であります。前年度末と比べると、5億7,272万8,000円の減少となっております。今後とも、計画的な残高の削減と健全な財政運営に努められるよう期待するところであります。

また、債務負担行為の状況につきましては、審査意見書12ページに記載のとおり20年度以降の支出予定額は5億6,923万1,000円であります。町債と同じ性格であり、今後、十分考慮して財政運営にあたられることを要望いたします。

基金の残高状況につきましては、審査意見書13ページに記載しておりますが、平成20年度末現在高は48億6,211万9,000円で、前年度末から4億2,876万2,000円増加しております。基金の運用については、資金の安全性を第一に考え、適正な管理、運用に努められることを希望いたします。

以上が、一般会計歳入歳出決算審査意見の総論でございます。

次に、各論についてご説明をいたします。

審査意見書の14ページから30ページに詳細を記載しておりますので、要点のみご報告申し上げます。

まず、町税につきましては、審査意見書15ページに記載のように、町税歳入決算額は29億1,021万3,000円で、前年度比2,957万2,000円、1.0%の増収となりました。主な要因は、新築や増築家屋の増加に伴う固定資産税の増収であります。

次に、滞納整理につきましては、20年度末、収入未済額は9,783万4,000円と前年度比911万8,000円増加しております。徴収率について見ると、昨年度より0.2%下がったものの、平成19年度の和歌山県平均は89.3%であるところ、有田川町では、96.6%となっており、和歌山県の中では高い水準にあると言えます。納付指導などの徴収努力が行われていることが評価できます。租税負担の公平性の観点から、一層の努力を注いでいただきますようお願い申し上げます。また、不納欠損処理につきましても、その処理は法令に準拠しており、適切になされているものと認められておること

を、ここでご報告しておきます。

その他、款別の収入の状況につきましては、審査意見書17ページから21ページをご参照いただきたく存じます。

次に、歳出について申し上げます。

予算現額185億6,460万1,000円に対し、支出済額は151億5,732万6,000円で、執行率は81.6%となっております。翌年度へ繰り越す繰越明許費繰越額は27億7,368万2,000円で、繰越しを含めた執行率は96.6%であります。

また、全体で6億3,359万3,000円の不用額を生じており、予備費を除いた実不用額は3億6,648万2,000円となっております。

翌年度への繰越額は、情報通信基盤設備費9億8,700万円、まちづくり交付金事業の7億9,330万7,000円のほか、合計19件の繰越明許事業が発生しておりますが、国の緊急経済対策にかかるものなど諸種の理由により、いずれも繰越明許せざるを得なかったものと認められます。

その他、款別の支出につきましては、審査意見書24ページから30ページに詳しく記載しておりますので、後ほどご参照いただきたく存じます。

以上をもちまして、一般会計の報告を終わらせていただきます。

次に、特別会計の決算についてご報告を申し上げます。

審査意見書31ページから52ページ並びに別紙4以降に詳しく記載しておりますので、主な特別会計についてのみご報告を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入歳出ともに以前より減少し、単年度収支では209万2,000円の黒字となっております。しかし、20年度からスタートした後期高齢者支援金等が増加し、一般会計からの繰入金等により黒字化している状況にあり、実質単年度収支は赤字となっております。国保財政は非常に厳しい状況にあります。なお、収入未済額は前年度に比べ若干増加しているものの、不納欠損額は前年度に比べ減少しており、処理は適切と認められます。

介護保険事業特別会計につきましても、歳入歳出規模は年々増加しており、本年度も一般会計より3億5,019万1,000円の繰り入れを行いました。高齢化が進行し、保険給付費が増加する中で、今後、予防医療の推進等、行政の積極的な対応が重要であると認識いたします。

後期高齢者医療特別会計につきましては、高齢化社会の中で、将来にわたり持続的かつ安定的な医療保険制度を運営する目的で、老人保健制度にかわり20年度からスタートした制度でございます。本年度は一般会計から4億3,132万5,000円を繰り入れしました。また、135万8,000円の収入未済額が生じましたが、実態を把握の上、適切な対策を講じられるよう要望いたします。

簡易水道事業特別会計につきましては、31億9,116万1,000円の町債残高を

有している点を考慮し、一般会計との整合性に十分配慮し健全な財政運営を図られるよう望みたいと思います。

公共下水道事業特別会計につきましては、本年度の実質収支額はプラスマイナス0となっておりますが、本事業につきましては、平成21年度4月から一部供用が開始されております。町債につきましては、20年度末現在高は35億583万6,000円であり、本年度中に10億248万9,000円増加しました。今後も事業の進捗に伴い町債及び公債費の増加が見込まれることから、財政の裏づけのある、現実的な事業計画を立てられるよう望むところであります。

その他の特別会計につきましては、審査意見書に詳しく記載しておりますので省略をさせていただきます。

以上をもちまして、一般会計及び各特別会計の報告を終わらせていただきます。

引き続きまして、平成20年度有田川町水道事業会計でございます。

審査に付されました決算諸表は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令に準拠して作成されております。事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されており、その数値は正確であると認められます。

以下、お手元に配布しております、平成20年度有田川町水道事業会計決算審査意見書の内容を中心にご説明を申し上げます。なお、一部水道課長のご報告と重複する部分がございますが、ご了承いただきたく思います。

まず、経営状況について申し上げます。

平成20年度における収益的収支のうち水道事業収益にあつては、3億9,236万5,000円、前年度比2.8%の減、水道事業費用にあつては、3億2,016万2,000円、前年度比1.4%の増となりました。

この結果、純利益は7,220万3,000円となりましたが、前年度に比べ1,582万6,000円の減益となっております。これは、給水人口、給水件数、配水量ともに増加しているにもかかわらず有収水量が減少し、有水率の低下により水道事業収益が減少した一方で、事務所統合準備費用や人件費の増加に加え、路面復旧費や動力費の増加により水道事業費用も増加したためであります。

一方、資本的収支であります。資本的収入は、3億2,908万3,000円、資本的支出は4億9,209万3,000円となっております。差引1億6,301万円の赤字となりました。赤字額につきましては、予算で見込んだ赤字額を5,441万1,000円上回っております。この理由につきましては、審査意見書2ページに記載しておりますので、後刻ご覧いただきたく思います。なお、不足額につきましては、審査意見書8ページに記載させていただいたとおり、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金積立金取崩額等により補填をされております。会計課長のご報告のとおりでございます。

次に、給水状況でございます。

審査意見書3ページに記載させていただいたとおり、年間有収水量を除き、前年度に比



べ各項目は増加しております。特に、年間配水量総量は、前年度比1万9,642立方メートルの増加となっておりますが、年間有収水量が1万6,452立方メートル減少しております。このような給水状況の変化により、本年度の給水収益は減少となりました。

人件費と労働生産性につきましては、人件費の増加に伴い、若干、労働生産性が低下傾向にあります。したがって、職員1人当たりの営業利益が減少しております。

未収金については、水道料未収金は792万円で、前年度に比べ78万円、約11%の増、収納率は、ほぼ横ばいで推移をしております。

受益者負担の原則から、引き続き未納解消に努められるとともに、悪質な滞納者に対しては、しかるべき措置を講ずるなどの対応を図られますようお願い申し上げます。

その他の詳細につきましては、お手元に配布いたしました平成20年度有田川町水道事業会計決算審査意見書に、水道事業の財務諸表が添付され、損益及び財政状況が示されておりますので、ご覧くださいようお願いを申し上げます。

これで、水道事業会計を終わらせていただきます。

引き続きまして、財政健全化判断比率等についてご報告いたします。

審査に付されました平成20年度健全化判断比率等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの算出過程並びに比率等につきましては、いずれも正確であると認められます。

各比率については、必ずしも健全な状態にあるものとは言い難く、改善を要する点多々見受けられます。今後、指標の動向を十分注視し、健全な財政運営をされるよう要望いたします。

次に、各比率ごとの意見について申し上げます。お手元の審査意見書において詳しく記載しておりますので、概要だけを申し上げます。

まず、実質赤字比率につきましては、先刻ご報告のとおり、平成20年度の実質収支は3億3,454万8,000円の黒字であります。したがって、実質赤字比率は発生しておりません。しかしながら、歳入のうち42.8%、金額にして約60億円を地方交付税に依存しております。普通交付税の合併算定替特例措置の終了する平成27年度以降に備えた財政規模の見直しが必要になるものと予測されます。

次に、連結実質赤字比率について申し上げます。

本指標は、普通会計に公営事業会計を含めた連結での赤字比率であります。老人保健特別会計が赤字になっているものの、連結での実質収支は8億1,810万6,000円の黒字となっており、したがって連結実質赤字比率は発生しておりません。今後とも、連結ベース、また、各会計ベースでも赤字、あるいは資金不足が生じることのないよう注視する必要があろうかと存じます。

実質公債費比率につきましては、3ヵ年平均で表すことにより18.0%となっております。前年度19%より改善をされております。これは、昨年度約7億円の公債費の繰上償還を実施したためであります。当該比率が18%を超えると、地方債の発行に際して県

知事の許可が必要となるとともに、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられますので、さらに努力する必要があります。したがって、今後、地方債の発行については、計画的に実施、抑制をし、残高の削減が図られることを要望いたします。

次に、将来負担比率について申し上げます。

審査意見書3ページをご覧くださいと思います。将来負担比率は106.0%となっており、この数字も昨年度より3.7ポイント改善されております。早期健全化基準の350%を大幅に下回っております。これは、標準財政規模が大きくなり、また、地方債の残高の減少や、基金の増加による結果であります。しかしながら、106%の数値自体は決して低い水準ではありません。今後とも、より健全化を志向していくことが肝要であると考えます。

最後に、資金不足比率につきましては、審査意見書4ページから5ページに記載をしておりますが、各会計とも、資金不足は発生しておりません。しかし、水道事業会計と浄化槽事業特別会計を除く各特別会計では、繰入基準額以上の一般会計からの繰り入れを行っております。今後、これらの抑制に努め、受益者負担ないしは独立採算を原則とした思考で努力をされることを期待いたします。

以上、平成20年度有田川町各会計の審査意見及び財政健全化判断比率等の報告を行いました。なお一層、財政の健全化を志向し、町民の信頼にこたえる行政の改革と執行をお願い申し上げまして、監査委員としての報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（橋爪弘典）

以上で、代表監査委員、森本好典君の報告が終わりました。

しばらく休憩をいたします。

午後2時から全員協議会を行います。

~~~~~

休憩 11時00分

再開 15時11分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第10、議案第78号から日程第27、議案第95号までの18件を先に議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第10、議案第78号から日程第27、議案第95号までの18件を先に議題とすることに決定しました。

…………… 日程第10 議案第78号～日程第27 議案第95号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第10、議案第78号から日程第27、議案第95号まで一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

…………… 決算審査特別委員会の設置及び議案の付託 ……………

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第78号から議案第95号までの18件については、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号から議案第95号までの18件については、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置することに決定しました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長において、増谷憲君、堀江眞智子君、細東正明君、岡省吾君、前ノ利夫君、佐々木裕哲君、森本明君、新家弘君、西弘義君を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した9名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

報告します。

ただいま選任しました決算審査特別委員会より、正副委員長について、互選された結果の報告を受けています。

委員長に佐々木裕哲君、副委員長に新家弘君が選任されましたので、ご報告をいたします。

お諮りします。

決算審査特別委員会に付託して審査することに決定した議案のうち、議案第78号から議案第94号までの17件は、閉会中の継続審査としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号から議案第94号までの17件は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

…………… 日程第5 議案第22号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第5、報告第22号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度有田川町一般会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

これより、採決を行います。

本件は、これを承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって本件は、承認することに決定しました。

…………… 日程第6 議案第23号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第6、報告第23号、平成20年度有田川町財政健全化判断比率等についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

…………… 日程第7 議案第104号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第7、議案第104号、平成20年度八幡中学校地震補強・大規模改造建築工事の請負変更契約についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第8 諮問第2号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第8、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認め、質疑、討論は省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、諮問のとおり答申したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、本件は、諮問のとおり答申することに決定しました。

…………… 日程第9 諮問第3号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第9、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認め、質疑、討論は省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、諮問のとおり答申したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、本件は、諮問のとおり答申することに決定しました。

お諮りします。

日程第28、議案第70号から日程第43、議案第103号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思えます。

なお、次回の本会議は、9月14日、月曜日、午前9時30分から再開をいたします。

~~~~~

延会 15時18分